

2025年7月25日

お客さま 各位

日本海信用金庫

手形・小切手機能の全面電子化に向けた取組みについて

平素より、当金庫に格別のご愛顧をいただき、ありがとうございます。

このたび、当金庫では、政府・産業界・金融界が一体となって進めている「2026年度末までの手形・小切手機能の全面電子化」に向けた取組みとして、下記のとおり実施することになりましたので、お知らせいたします。

記

実施事項	内容	実施日
当座預金口座の新規開設停止	当座預金口座の新規口座開設を停止します。 既存口座は引き続きご利用いただけます。	2025年8月29日
払戻請求書による当座預金からの出金開始	小切手を振り出すことなく、払戻請求書にて当座預金からの出金手続きを開始します※ ※小切手のように持参人（第三者）への支払いにはご利用いただけません。	2025年9月1日
2027年4月以降を支払期日とする手形・小切手の取立受付終了	2027年4月以降を支払期日とする手形・小切手（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）は、代金取立てを終了します。	2025年8月29日
手形・小切手帳、自己宛小切手発行終了	手形・小切手帳、自己宛小切手の発行申込受付を終了します。	2026年3月31日
他行を支払地とする手形・小切手の入金扱いの終了	当金庫以外を支払場所とする手形・小切手の預金口座への入金を終了します。	2026年9月30日
手形・小切手振出期限の設定	手形・小切手（当金庫支払場所）の振出期限を2026年9月30日とします。 2026年10月1日以降に振り出された手形・小切手、当座預金からの支払ができません。	2026年9月30日

<お願い事項>

政府・産業界・金融界が連携して、2026年度末までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っております。

手形・小切手を振り出されている、または、受け取られているお客さまは、お取引先と決済方法の変更について早期にご相談のうえ、電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキング等の電子的な決済方法への移行をご検討くださいますようお願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ先>

経営企画部事務課 TEL：0855-22-1852

以上